

幼保一体給付(仮称)の 具体的制度設計について(案)

平成23年2月24日

第7回 幼保一体化ワーキングチーム資料

目次

1. 幼保一体給付(仮称)の創設
2. 契約方式
 - (1) 保育の必要性の認定
 - (2) 公的幼児教育・保育契約(仮称)
 - (3) 市町村の関与
3. 給付の内容
 - (1) 公定価格
 - (2) 支払い方法
 - (3) 上乗せ徴収

平成22年11月4日第3回基本制度WT資料「幼保一体給付(仮称)について (案)」における、3.(1)利用者負担、4.事業者参入の仕組み、5.既存の財政措置との関係等については別途検討する。

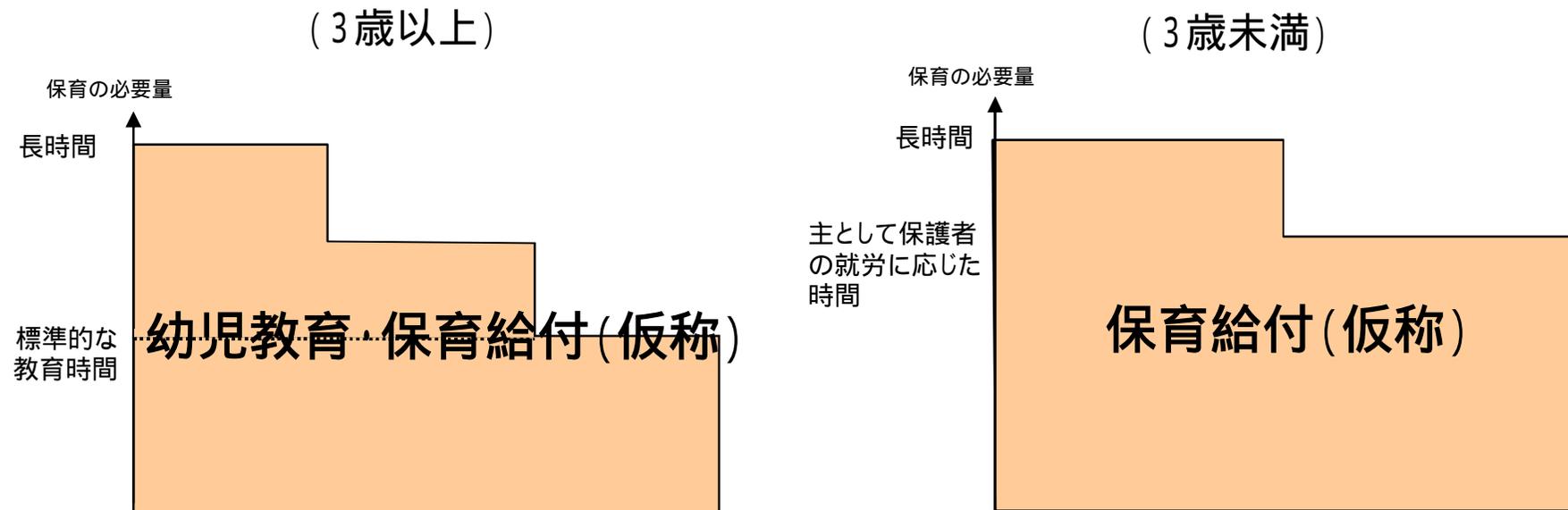
1. 幼保一体給付(仮称)の創設

幼児教育・保育に係る給付を一体化した幼保一体給付(仮称)を創設することにより、幼児教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

幼保一体給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。

幼保一体給付(仮称)については、次のような給付構成とする。

- a. 3歳以上の幼児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する幼児教育・保育給付(仮称)
- b. 3歳未満児の保護者の就労時間等に対応する保育給付(仮称)



2. 契約方式

(1) 保育の必要性の認定 参考資料P.1~2参照

保育の必要性の認定を受ける子どもの認定基準及び認定手続

国は、「事由」「区分」「優先利用」に関する認定基準を策定する。

国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。

具体的な認定基準と認定手続については、以下の通りとする。

) 認定基準

ア 事由

a. 就労

- ・ フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労
一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く。

b. 就労以外の事由

- ・ 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等
現行の政令で定めている「同居親族等が保育できない場合」という条件は、外す又は必要度を低くする方向で検討。
- ・ その他これらに類するものとして市町村が定める事由

イ 区分

- ・ 月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度(「長時間利用」及び「短時間利用」))を設定する。

ウ 優先利用

- ・ 虐待事例の子ども、ひとり親家庭の子ども等

） 認定手続

- ・ 市町村は、認定基準に従って審査を行い認定を行う。また、これとあわせて保護者負担の区分も決定する。
- ・ 市町村は、認定を行った利用者(保護者)に対して、認定証を交付する。
- ・ 認定証には、事由、区分(長時間利用又は短時間利用)、優先利用及び保護者負担の区分を記載する。

保育の必要性の認定を受けない子どもの受給手続(満3歳以上の幼児教育のみを受ける場合)

- ・ 3歳以上の幼児教育のみの利用を希望する場合、市町村に申請を行う。
- ・ 申請を受けた市町村は、当該市町村に居住する満3歳以上の子どもであることが確認できた場合は、保護者負担の区分の決定を行い、これを受給者証に記載して交付する。

(2) 公的幼児教育・保育契約(仮称) 参考資料P.3参照

公的幼児教育・保育契約(仮称)については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。

「正当な理由」については次のとおりとする。

ア 定員に空きがない場合

イ 定員以上に応募がある場合

→ この場合、選考の実施が必要となる(参照)

ウ 定員に空きがある場合であって、次のような場合

a. 特別な支援を必要とするなどの場合について、当該施設に適切な受入れ体制が整っていない場合

b. その他、特別な事情がある場合

定員については、保育認定を受けた子どもの利用と、保育認定を受けない子どもの利用を、地域の需要に応じ、ともに保障する観点から、保育認定を受けた子ども、保育認定を受けない子どもの別に設定し、上記イの場合に行う選考についても、それぞれの定員枠ごとに行う。

定員以上に応募がある場合の選考の実施

選考の基準については国が定め、施設は、国の選考基準に基づき、選考を行うものとする。
国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。

国が定める選考基準については、概ね次のとおりとする。

ア 保育の必要性の認定を受けた子ども

a. 家庭の状況や保護者の就労状況等に基づく保育の必要度に応じて選定する。

(保育の必要度の例)

- ・保護者の就労・就学・求職者等の状況
- ・同居親族の状況
- ・保護者の就業形態(雇用・自営)
- ・保育の必要量

b. ひとり親家庭、虐待の恐れのあるケースなどは、a.に関わらず、優先的に選定する。

c. 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、a.に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。

保育の必要度の判断の具体的な手続については、今後、更に検討。

イ 保育の必要性の認定を受けない子ども

a. 抽選、先着順、建学の精神等設置者の理念に基づく選考など、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき、選定する。

b. 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、a.に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。

特別な支援が必要な子どもの受入れ体制の整備に必要な経費については今後検討。(現行制度においては、保育所及び公立幼稚園については一般財源化しており、私立幼稚園については私学助成において措置。)

施設の設置者が定める選考基準(選考方法)については、指定制度の一環である情報開示の標準化の開示項目として、開示する。

(3) 市町村の関与 参考資料P.4参照

関与の具体的仕組み

保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。

特別な支援が必要な子どもなど、あっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせんする。

当面、保育需要が供給を上回っている間の関与の仕組み

市町村は、計画的な基盤整備により保育需要が供給を上回る状態を解消する取組を強力に推進することが制度の前提。その上で、当面の対応のための、運用上の工夫として、次のような対応が考えられる。

- ・ 特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせんする。
- ・ それ以外の子どもについては、市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせんする。

市町村による措置

保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設・事業者に対して措置する(措置による入所・利用)。具体的な例は、以下のとおり。

(例)

- ・ 虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合
- ・ ひとり親家庭等で子どもの養育上、保育の利用が必要と判断される場合

3. 給付の内容

(1) 公定価格

幼保一体給付(仮称)については、質の確保・向上が図られた幼児教育・保育を提供するために必要な水準の給付を、すべての子どもに保障する(公定価格)。

新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。

- ・ 質の確保・向上が図られた幼児教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
- ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた価格設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した価格設定を行う。
- ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の価格設定を行う。
- ・ 施設の減価償却費に相当する費用についても算定する。

国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。

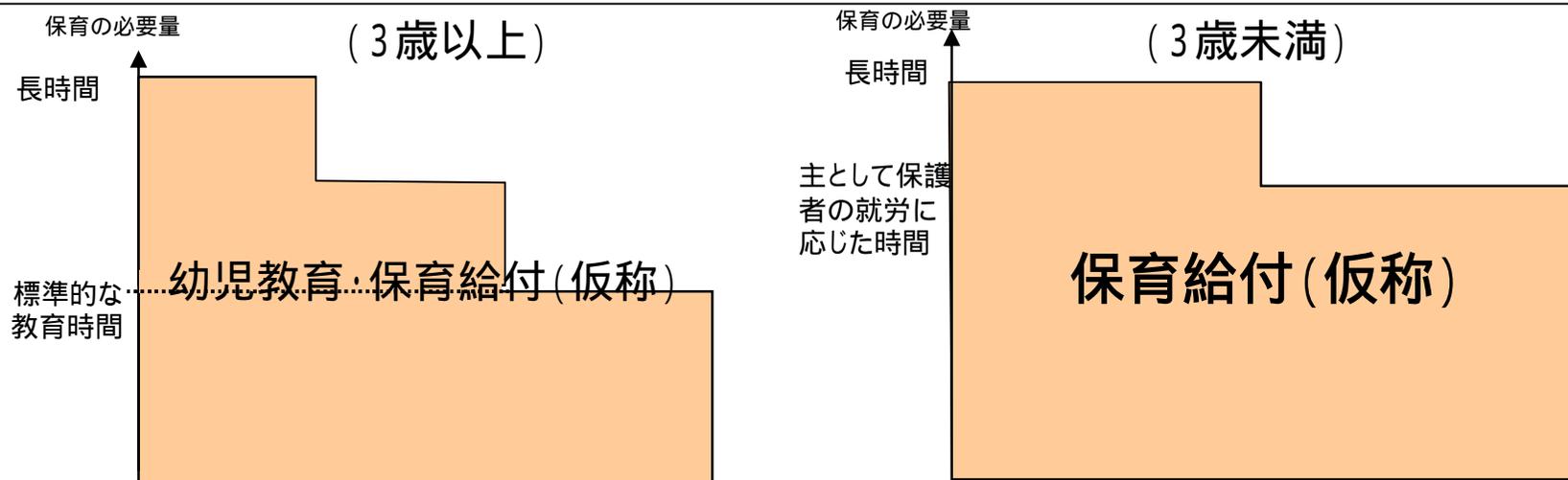
特別な支援が必要な子どもの受入れ体制の整備に必要な経費については今後検討。(現行制度においては、保育所及び公立幼稚園については一般財源化しており、私立幼稚園については私学助成において措置。)

(2) 支払い方法

3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度)に応じ、単価区分(3区分程度)を設ける。その上で、各月初日の在籍児童数を基本として、毎月給付する。

3歳未満児の保育給付については、月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度)に応じ、単価区分(2区分程度)を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

具体的な単価については、上記の単価区分に応じ、(1)で記述した通り、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。



支払い方法のイメージ(一人あたり単価)

3歳以上児

標準時間のみ利用	時間まで: 円
標準時間を超える利用(短時間)	時間まで: 円
標準時間を超える利用(長時間)	時間まで: 円

3歳未満児

短時間利用	時間まで: 円
長時間利用	時間まで: 円

(3) 上乗せ徴収 参考資料P.5～6参照

実費徴収

国が定める「こども指針(仮称)」に基づく幼児教育・保育課程の活動の一環として行われる活動に係る費用であって、施設による費用のばらつきが大きいことから、幼保一体給付(仮称)の対象とすることが困難な費用(特別な教材費、制服代など)について、実費徴収を認める。

国において、実費徴収の実態(各施設における実費徴収の費目と一人あたりの実費徴収の総額)を勘案した上で、実費徴収の対象範囲及び各施設における実費徴収の上限額に関する基準を定める。

国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。

低所得者に対しては、国が定める基準に従うことを要件として、補足給付を行う。

実費徴収以外の上乗せ徴収

次の要件を満たす施設 ¹ ²については、その対価として、実費以外の上乗せ徴収を行うことを認める。

ア 国が定める「こども指針(仮称)」に基づく幼児教育・保育であること

イ 低所得者については、当該徴収を免除すること

ウ 指定制度の一環である情報開示の標準化制度の開示項目として、上乗せ徴収の理由及び額を開示すること

1 実費徴収以外の上乗せ徴収を行う施設については、各施設によって様々なケースがあり得るが、例えば以下のような取組を行うことが考えられる。

少人数学級による教育活動

私立学校における建学の精神に基づいた幼稚園から大学まで一貫した教育活動

大学附属施設としての先駆的な教育研究活動

2 当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

なお、国が定める「こども指針(仮称)」に基づく幼児教育・保育課程以外の活動(教育課程終了後に行う体操教室など)については、選択できる旨や利用料額の説明をあらかじめ行い、利用者の了解を得た場合には、費用の徴収を可能とする。